

介護用品引換クーポン券について

玉野市健康福祉部長寿介護課

(1) 引き換えできる介護用品は、

紙おむつ・尿取りパッド・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプーです。

引き換え可／不可のもの（例）

- 紙パンツ
- × 敷パッド
- 介護用ではない使い捨て手袋（介護のために使用する場合は可）
- 泡タイプの清拭料
- おしりふき（赤ちゃん用の製品も可）
- × 口腔ケア用品
- 手袋型のシャンプー

(2) 使用期限は、**申請した年度の末日（3月31日）**までです。

(3) **介護用品購入費助成事業の協力業者（裏面参照）**でのみ使用できます。

(4) 介護者氏名欄に**介護者名をご署名**ください。

(5) おつりは出ません。額面未満の端数があるときは現金を添えてお支払いください。

(6) 他人に譲渡したり換金したりすることはできません。

(7) 再交付できませんので、紛失等にご注意ください。

(8) 給付対象者は、**市内在住の市民税非課税世帯に属する要介護4又は5の在宅の高齢者を介護し、市内に住所を有する家族の方**に限ります。（希望者は毎年度申請が必要です。）

(9) **年度途中で要介護認定が要介護4又は5以外になった場合や、長期入院及び施設に入所した場合、市民税課税世帯になった場合は、速やかにクーポン券の返却をお願いします。**

ご不明な点は、長寿介護課にご連絡ください。（Tel 32-5537）